

都市計画法第32条協議申請の提出について

1 提出時期

- ・ 「宝塚市開発まちづくり条例」に基づく開発協議申出に併せて提出してください。
- ・ 32条協議及び条例の開発協定締結後に、29条（開発許可）申請を行ってください。

2 提出部数

正本 1 部 副本 1 部の計2部を提出してください。

3 ◎面積等については、小数点第2位まで正確に記入してください。

◎「法第40条第1項が適用される従前の公共施設」の公共施設が発生する場合は番号欄に付番し、対照できる番号を「新たに設置される公共施設」にも付番すること。

◎様式のうち「区域内で整備される従前の公共施設」及び「区域外で整備される公共施設」は、それぞれ該当する公共施設が発生するときのみ提出してください。

4 関係図書

○協議申請書「都市計画法第32条による協議について」

○公共施設所有権移転に関する確約書

○公共施設一覧表（下水道施設）

○図 面

- ・位 置 図
- ・現 況 図
- ・土地利用計画図
- ・公共施設求積図
- ・造成計画平面図
- ・造成計画縦横断面図
- ・排水施設計画平面図
- ・排水施設縦断面図
- ・構 造 図
- ・排水流域図
- ・流量計算書
- ・その他

○その他必要な書類

公共施設一覧表(下水道施設)の記入例

1 新たに設置される公共施設

種類	番号	概要	管理者	用地の 帰属	備考
(下水道関係)					
污水管		V U ϕ 250mm L=〇 . 〇m	宝塚市	———	
1号人孔		ϕ 900mm 2力所	宝塚市	———	
公共污水樹		ϕ 200mm 2力所	宝塚市	———	
污水取付管		ϕ 150mm 2力所	宝塚市	———	
水路	2	〇〇〇 . 〇〇m ²	宝塚市	宝塚市	

2 法第40条第1項が適用される従前の公共施設

種類	番号	概要	管理者	用地の 所有者	用地の 帰属	備考
水路	2	〇〇〇 . 〇〇m ²	宝塚市	宝塚市	———	

3 区域内で整備される従前の公共施設

種類	番号	概要	管理者	用地の 所有者	備考
公共污水樹		(撤去) ϕ 150mm 1力所	宝塚市	———	
污水取付管		(撤去) ϕ 150mm 1力所	宝塚市	———	

4 区域外で整備される公共施設

種類	番号	概要	管理者	用地の 所有者	用地の 帰属	備考
該当なし						

年 月 日

(あて先)

宝塚市上下水道事業管理者

申請者 住 所
氏 名

都市計画法第32条による協議について

下記の開発事業計画について、都市計画法第32条の規定に基づき協議(同意)が必要ですので、関係図書を添えて協議いたします。

記

開 発 地 宝塚市 _____

開 発 概 要

開 発 面 積 m^2

予 定 建 築 物

計 画 戸 数 戸

公共施設所有権移転に関する確約書

都市計画法(昭和43年法律第100号)第40条第1・2項の規定のに基づき、宝塚市に帰属することになる開発施行区域内にあるすべての公共施設の用に供する土地の所有権の移転に関し、下記事項を確約し、本書を提出します。

年 月 日

(あて先)

宝塚市上下水道事業管理者

事業者 住所

氏名

※本人(代表者)が自署しない場合は、記名押印して下さい。

記

- 1 開発区域の面積と土地登記面積とを完了検査時まで同一にし、宝塚市に帰属することになる公共施設の用に供する土地は当該公共施設の管理者別にこれを分筆登記し、所有権以外の権利を抹消または解消したうえ、完全な所有権を確保します。
- 2 宝塚市に帰属することになる公共施設の用に供する土地は、都市計画法第32条協議対象の公共施設の工事完了検査のときまでに境界抗により境界を明確に標示するとともに、次の書類を上記検査時に提出します。
 - ①公共施設所有権移転申出書
 - ②引継関係図書(引継調書、関係図面等)
 - ③登記関係書類(登記承諾書、登記原因証明情報、印鑑証明、資格証明、土地登記事項証明書、公共施設求積図、公図)

年 月 日

(あて先)

宝塚市上下水道事業管理者

申請者 住 所
氏 名

都市計画法第32条による協議(変更)について

先に同意いただきました下記の開発事業計画について、都市計画法第32条の規定に基づく変更協議(同意)が必要ですので、関係図書を添えて協議いたします。

記

開 発 地 宝塚市 _____

開 発 概 要

開 発 面 積 m²

予 定 建 築 物

計 画 戸 数 戸

前回同意日 年 月 日

※関係図書

- ①変更箇所対照表
- ②公共施設一覧表(下水道施設)
- ③図 面
 - ・位置図
 - ・土地利用計画図(変更箇所の分かるもの)
 - ・その他必要図書

変更箇所対照表

変 更 前	変 更 後